

法人口座を開設されるお客さまへ

令和5年7月

近年、国際社会においてマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。国内においても預金口座を悪用した詐欺や不法な商行為などの金融犯罪が発生していることを踏まえ、当金庫では、金融犯罪を未然に防止するために、法人（株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社等）のお客さまの口座開設時には、下記書類による確認および事業内容や口座のご利用目的、法人の主な株主や実質的支配者等について、ご説明をお願いしています。

お客さまにはご不便、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

確認させていただく主な書類等

必ず原本をご提出ください。ご提出いただいた書類はすべてコピー（写し）をとらせていただきます。

1 法人確認書類	(1) 証明書	① 履歴事項全部証明書（発行日から6ヶ月以内のもの） ② 印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）
	(2) 設立後6か月以内の法人	➢ 公証人に認証された定款、申告受理及び認証証明書、実質的支配者となるべき者の申告書（写し） ➢ 登記所の「実質的支配者情報一覧」の写し ➢ 法人設立届出書 ➢ 青色申告の承認申請書
	(3) 上記(2)以外	➢ 直近の決算関係資料 ➢ 法人税確定申告書 ➢ 直近の株主総会の議事録 ➢ 株主名簿、有価証券報告書
	(4) 事業内容等	➢ 会社案内資料、製品パンフレット等 ➢ 許認可・登録・届出等が必要な業種の場合は完了済であることを確認できる書類
2 ご来店者(担当者)さま確認書類		① 顔写真付き公的な本人確認書類 ・運転免許証 ・マイナンバーカード 等 ② 法人の担当者として取引を行うことを確認する書類等 ・法人の委任状 等 ※担当者さまが代表権を有する役員として登記されている場合を除きます。 ※書類をご用意できない場合は、当金庫より直接、法人さまへお電話させていただきます。
3 法人番号の確認書類※		➢ 法人番号指定通知書 ➢ 国税庁法人番号公表サイト検索結果印刷（提示日前6ヶ月以内に印刷したもの） ※税法上、告知義務が課せられている取引には告知が必要です。 普通預金等口座開設時には告知のご協力をお願いしています。

【ご留意事項】

- お申込みから口座開設まで1～2週間お時間をいただきます。
- 必要に応じて、追加の確認資料のご提示をお願いする場合がございます。
- 申込時に当金庫がいただいた書類のコピーはお返しいたしません。
- お申し出にお応えできず、口座開設をお断りすることがありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

以上